

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年8月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2600011号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年7月1日から平成10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から平成12年10月1日まで

請求期間①については、A社に勤務し、請求期間②については、C社に勤務し、各々給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うが、いずれも厚生年金保険の記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社(平成11年12月8日にD社に名称変更。)に勤務していたとして、オンライン記録により、当該期間において同社で厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる複数の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は、平成27年1月20日に解散していること及びオンライン記録により、事業主は既に亡くなっていることが確認できる上、元取締役は、同社に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態、給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の所在地であり、戸籍の附票により、請求者が平成8年4月から平成10年3月まで住民登録をしていたことが確認できるE市は、当該期間において、請求者は国民健康保険に加入していた旨回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録(「職歴審査照会回答票〔個人情報〕」)において、同社が平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となってから、平成14年2月1日に適用事業所ではなくなるまでの期間に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理

番号は連番で払い出され、欠番はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、年金手帳に記載されたF市の住所はC社に勤務していたときに同社が用意した住居であり、当該住所の近くに同社があった旨陳述しているところ、請求期間②に係る住宅地図において、当該住所に複数のアパート等が存在していたこと及びその近くに「B社」という名称の事業所が存在していたことが確認できたことから、請求者が勤務していたと主張する事業所は、「B社」であったと推認でき、同社は、オンライン記録により、平成9年8月1日から平成13年2月28日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は事業主のみであることが確認でき、従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

また、B社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は平成14年10月26日にG市に移転すると同時に事業所名称をH社に変更し、上記の事業主は退任したことが確認できる上、オンライン記録によると、事業主は既に亡くなっており、請求者の請求期間②における勤務実態、給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、上記のとおり、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚がいなかったため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について、同僚に照会することができない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。